

総務常任委員会 議決案件 財産の無償貸付け

貸付けにあたり、一定基準の整備が必要

土地の無償貸付けについて、審査しました。

貸付ける土地は、長

野県立諏訪養護学校グラウンド敷地の川を挟んで東側にある面積960・

の町所有地。貸付相手

方は、諏訪郡下諏訪町無

限責任中間法人「諏訪養

護学校を支える会」。貸

付けの目的は、諏訪養護

学校同窓会館の建設用地。

貸付期間は、20年間。

免除する貸付料の年額は、

1万261円とするもの

です。

同窓会館建設にあたっ

ては、地域活動や交流を

蜜にすべきであり、地域

としても支援していく必

要がありはしないか。

また以前、一事例として

「グループホーム」への土

地無償貸付けの事例もあ

り、今後同様なケースが

想定されるので、その都

度違った見解にならない

よう、規則等により一定

基準を整備する必要があ
るとの意見が出されまし
た。

慎重に審査の結果、全
員一致、原案どおり可決
すべきものとなりました。

無限責任中間法人

非営利事業を行う法人

委員会で 審査しました

社会文教常任委員会 条例審査 国保料金の改定

一人あたり年額で 医療分590円減 介護分5,241円増に

国民健康保険条例改正
について審査しました。

条例は17年度分から適

用し、医療分は料率の引

下げを、介護分は引き上

げをするというものです。

医療分の引下げ(1.1%)

は、老人保健法の改正に

より国保加入者年齢が74

歳まで引き上げられたこ

とから、165人増の6

236人となったことと

70〜74歳までの医療費が

比較的減ったことが理由

です。

介護分の引き上げ(21.6

%)は、介護給付費納付金

の総額が前年の2割近く

増額となったものであり、

年々介護費用の需要増に

伴う理由となっています。

なおここ2年間では、

医療分では6300円余

りの減額、介護分では9

000円余りの増額傾向

となっています。

委員会では、所定の手
続きにより算定された
ものであり、全員一致、
可決すべきものとしま
した。

今委員会審査は、新た
な委員会の構成による
審査であり、担当する事
務事業全般と、当面する
課題などについても審
査しました。

当委員会は住民福祉課
教育委員会、建設課生活
環境係が行う事業を担
当します。国民健康保険、
保育園、小中学校、廃棄
物等々まさにゆりかご
から墓場まで、町民の皆
さんの毎日の暮らしに
直接関わりのある事業
内容です。

今回は、介護保険法の
改正案への対応など、現
状の理解と、今後の方向
性なども議論しました。